

広聴広報委員会視察概要

1. 平成25年11月14日（金）午後1時30分～午後3時まで
「① 子ども議会について ② 議会報告会について」（新潟市議会）

新潟市役所議会棟において、新潟市議会事務局次長のあいさつ、末吉委員長のあいさつの後、辻村新潟市議会事務局総務課主査より子ども議会についての説明、坪川新潟市議会事務局調査課主幹より議会報告会についての説明が行われた。

① 子ども議会について

一般的には市長に対し子どもが直接質問するものが多いが、新潟市では議場で子供たちが議長や議員になり、先生や保護者の代表、地域の皆さまと、学校や身近な地域に関する問題を議論する形式で実施している。実施の目的は、議場を使って身近なテーマで意見発表、質疑などを体験してもらうことで、経験した生徒から議会または市政に対し少しでも興味を持って関心を深めてもらう機会として捉えるとともに、体験したことを総合学習や社会科の授業の一環として、また地域行事の活動など実際の学校生活で役立ててもらうことを目的としている。

実施までの経緯としては、平成17年、市内の小学校から、議場を使用して、児童・教師・保護者代表・地域住民代表が参加する学校・地域のことをテーマとした子ども議会を開きたいという申し出があり、議場において実施することとなった。その後平成19年の政令指定都市への移行期に、子ども議会の内容を再度検討し、市内全小中学校に案内をした（別添資料「新潟市子ども議会のご案内」）。対象は小学校3年生から中学校3年生までの学年または学級単位または地域の子ども会等の団体で、希望日の1箇月前までに利用申込書を提出してもらい、必要に応じ議場の下見、議事の進行や設備等の打ち合わせを行う。当日の議題や進め方は、集合後、子ども議会開始前に、事務局から議会の仕組み・役割について、10分程度、資料（別添「ようこそ市議会へ 議会のしおり」）を用いて説明を行う。議題やテーマ、議事の進め方は各団体に自由に決めていただいている。ただし、それらについて不明な点があれば、随時相談を受け、アドバイスを行っている。開催実績は年に1、2回程度で、同じ学校が申し込みをしており、盛んに行われているわけではない。

② 議会報告会について

平成24年度から5月頃と11月頃の年間2回開催している。内容は、第1部で本会議及び各常任委員会での審議概要の報告、質疑応答、第2部はテーマを設けずに、市政や議会についての意見交換会を行っている。時間的には1部につき45分ずつ、合計90分実施している。2回目以降人数が減少し、傾向としては1回目が予算案を審議した2月議会の様子を報告しているということがあり、春に開催するものは人数が多くなっている。

開催の背景としては、平成23年3月に制定した議会基本条例の第8条第5項が、「市民参画を推進するため、議会報告会を開催します。」という規定であり、これに基づいて開催している。第6条は推進組織の設置ということで、議会改革全般について組織を作って改革につい

て検討していくというものになっており、これに基づいて議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）が設置されている。

第1回目開催までの検討組織ということで、はじめは議会改革の一つとして位置づけ、議会報告会の開催を検討してきた。推進会議の構成は、議会運営委員会委員長、4人以上の会派から選出された議員（10人以上の会派からは2議員、10人未満の会派からは1議員）、計11名で構成している。推進会議の役割は、日程、会場、開催方針、班編成の決定や、チラシ、ポスター、パンフレットの作成である。座長会議は細かい運営方法を決定しており、会場の代表者（座長）8名、常任委員長4名、推進会議の正副委員長2名、合計14名で構成している。座長会議は、当日報告する内容の検討や、報告資料の作成、各班が共通認識を持つための連絡調整等を行っている。班会議は、各会場の議員が出向き、進め方等について確認している。各常任委員会では、委員会の審査内容の報告について検討する。

議会報告会開催の基本的な考え方は、推進会議で方針を決定している。開催地区のいずれかを全議員が担当すること、正副常任委員長は2会場を担当すること、準備・設営・運営は基本的に議員が行うこと（手話・要約筆記の手配等は事務局が行う）、議会全体の総括報告も行うこと、当日回答できないものは後日ホームページで回答すること、の5点である。

班編成については、第1回目は会派ごとに割振り表を提示したが、手間がかかるためその後は極力同じ区を担当しないこと、常任委員会の正副委員長の変更等を考慮して編成した。

市民意見等の取り扱いについて、市民の発言や、回答を保留にしたものはホームページで回答している。

第1回目は、議会報告会を議会改革の一つと位置づけ、推進会議で検討した。その後議会報告会実施要綱を制定し（別添資料1）、原則的なものができたということで、第2回目以降は広報活動の一環と位置づけ、広報委員会で日程、報告内容等を検討している。

周知方法については、市議会ホームページ、街頭でのチラシ（途中からポケットティッシュに添付）等にて周知している。

課題については、議員自身の選出区には出席しないことになっているが、市民からはなぜ出席しないのかという意見が多いことが挙げられる。広報委員会でも検討をしているが、選出区に出席すると地元の細かい要望等が出るという意見があり、選出区には出席しないこととしている。また、報告会で出された意見の取り扱いについて、今は議会として取り組むべきことについては市長に要望を行っているが、市民の意見を受けて議会としてどのように政策に反映させていくかについては課題だと捉えている。さらに、当日のやり取りの関係で、行政への意見等が多いこと、議員個人の意見が言えず物足りないとの声があること、参加者数の減少等が挙げられる。

【質疑応答】

Q. 市民意見等の取り扱いについて、現在政策形成サイクルにいかに関与していくかというテーマがあるが、市長に要望を行うのみで、意見や要望を委員会で取り上げたりすることは特にしておらず、広報活動の一環ということをやっているのか。

A. 政策提言と結びつけられれば一番よいが、現段階でそこまでしていない。報告会で出された意見について、議会としても共通認識を持つべきものがあれば項目を絞って市長にお伝えするというので、委員会等にフィードバックして次のステップに進める、というところまでは至っていない状況である。

Q. ポケットティッシュの費用と作成個数を伺いたい。

A. 2,000枚で3万4,650円である。チラシだけではなかなか受け取っていただけなかったが、ティッシュの裏に切り取ったチラシをつけて配布したところ、予想以上に受け取っていただけただので、もう少し多く作成してもよかったと思う。

Q. 子ども議会について、市議会に興味・関心を深めてもらうという所期の目的からは離れてしまう現状の中、子ども議会について今後どうしていくかという議論も行われているのではないかと思うが、実情について伺いたい。

A. 平成23年6月1日現在、市内小学校約115校、中学校約62校に案内を配付した。目的としては市議会に興味・関心を深めてもらうということがあるが、こちらから何をしてほしいという案内ではないので、参加していただく方にご自由に議題を考えていただくということで、二の足を踏んでいるのかと思われるが、それをどのように改善していくかについては考えが整理できていないところがある。1年に1校～3校、議場見学の際に案内をしているが、現在積極的にこれをどうするかという検討はしていない状況である。

Q. もっと子どもに関心を持ってもらうために、市長が答弁者になるといった要望はないのか。

A. 市長等の答弁という話は受けたことがない。他の市議会を見ると、市長が質問を受けているのは執行部もしくは教育委員会主催の場合が多いようで、議会が主催しているのは市制施行記念といった場合のようである。現在のところ、そのような検討はしていない。

Q. 議会報告会の参加者が減少している最大の理由を伺いたい。

A. 要望が多いのは、自分の選出区の会場に出てほしいという声である。また、個人的な意見は言えないので、「議会としてはいろいろな意見があつたが、最終的にはこういった経過で議決された」といった答弁にならざるを得ないが、参加者としては個人の意見を聞きたいという意見が多く、物足りない印象を受けているようである。検討課題の一つである。

Q. 8回開催し、全議員が担当しているとのことだが、議員8人に対し市民が10人という会もあるようだが、どのような雰囲気で行っていくのか。

A. 議員の個人的な意見が言えないこともあり、活発な議論というよりも、特定の市民がいろいろな発言をされる傾向がある。

Q. 所沢市の場合、60歳以上の参加者が圧倒的に多い。年齢構成はどうか。

A. 高齢の方は多いが、40歳代、50歳代の方も約3割いらっしゃる。

Q. 申し合わせで、一人約3分とあるが、そんなに質疑はないと思う。所沢市もその点はジレンマで、一人の質問がずっと続くようでは困るので、一人一問でお願いしているが、その他は質問が出ないこともある。そのような場合、どうしているか。

A. 同じような状況である。

Q. 所沢市議会には市長への手紙のようなシステムがないので、議会報告会での回答や後日インターネットに掲載した回答について、納得がいかないという場合、事務局にメール等連絡が来てしまう。広聴広報委員会で扱うのか、議長決裁とするのか、議会報告会に関する事としてそこで終わりにするのか、そういったシステムについて課題となっている。新潟市のシステムをお伺いしたい。

A. 議会報告会関係ではないが、最近行政視察の行き先、委員等についての問い合わせがあった。事実確認のようなものだったので、事務的に回答文を作成し、議長決裁でお返しした。

議会報告会の所管は、最初は議会改革推進会議であったが、2回目からは広報委員会となっている。それにあって、広聴広報委員会に改名してはどうかという話もあったが、そうなるといろいろな意見を広聴広報委員会で処理しなければいけなくなるといった問題が想定され、とりあえず広報委員会に議会報告会を所管するという事になった。もしそういったいろいろな意見を受ける受け皿ができて、その先の処理の仕方は難しいかと思う。

Q. 所沢市では、テーマ別でやったらどうか、という意見がある。議員の中で、今後こういうことをやったらどうかという提案はあるか。

A. 先週の土曜、日曜に報告会が終わったばかりなので、検討段階には入っていないが、開催前の検討の中で、テーマを決めてやるという意見も出たが、決めてしまうとそれ以外の意見を持っている人が来なくなり、来場者が減少するのではないかという意見がでた。関心のあるテーマが中心になるのだから、とりあえずテーマは決めずに、これまでどおり行うということになった。テーマを決めることがよいか悪いかという方向性はまだ出ていない。

Q. 議会報告会の関係で、文教経済常任委員会報告のところで、各定例会において、本委員会における慎重審査の結果、「原案のとおり可決すべきものと決定した議案は下記の通りです。」とあるが、具体的な報告の仕方を伺いたい。

A. 予備原稿を作成しており、委員会により話す内容も様々だが、今回の例で言うと、資料は概要についてであるが、説明の中で事業の内容を加えて話している。

Q. 所沢市の議会報告会も、行政側のタウンミーティングとあまり変わらないという意見もあるが、報告の仕方を変えるという議論はあるか。

A. 話は出ているが、議会としては審議内容を報告するものである。最終的には、審議した結果、賛成多数で可決したという程度の説明にならざるを得ない。執行部側の報告とあまり変わらないという意見はいただいている。難しいところだと考えている。執行部の説明との違いとしては、このような意見もあったが最終的には可決または否決した、という点が議会らしい点である。

Q. 若い世代の参加が増えたとのことだが、どのように周知したのか。

A. 第1回目は年齢層の高い方が多かったが、若い方にも参加してほしいということで、2回目からは市内の大学や専門学校にチラシを置くなどした結果、第2回目は若い方の参加が増えた。しかし、次の回には減ってしまったため、今後どうするかが課題である。

以上で、質疑応答を終え、中村副委員長のあいさつの後、新潟市議会の視察を終了した。

2. 平成25年11月15日（金）午前9時30分～午前11時まで 「政策形成サイクルについて」（上越市）

上越市議会棟において、杉田広報広聴委員会委員長のあいさつ、末吉委員長のあいさつの後、杉田委員長より視察事項の説明が行われた。

上越市は、1市13町村が合併してできた市である。そのため、13町村から選出された議員は、町村の住民の声が届かないのではないかという思いがあった。また、当時、北海道栗山町をはじめ全国で制定の流れもあり、合併から4年ほど後、議会基本条例を制定するべきではないかという声があがり、制定に至ったものである。制定の検討は、賛否の公表、市民意見の反映、説明責任、委員会での議員間討議、市長の反問権等をポイントとしスタートした。

上越市議会基本条例策定検討委員会を設置し、先進地の基本条例を単に真似るだけでなく、大

合併をした上越市らしさを主眼に置きながら時間をかけて検討を行った。当時、会津若松市の政策形成サイクルについて視察をし、その後たたき台を元に市民説明会を行い、1年半かけて平成22年11月に可決した。議員、会派、議会総体の活動原則の中で、しっかり決めながら進めていく意味では、より積極的に取り組んでいくことを求めての条例となっている。また、議会運営の中での説明責任、議員間討議等の部分で、議論しながら政策を作り上げていくことが趣旨となっている。

議会基本条例のポイントの1つは、議会や議員の知っている情報を市民へ提供していくということが挙げられる。昭和63年から地元のケーブルテレビでの本会議中継、平成14年からインターネットによる本会議の中継、昨年からはユーストリームによる委員会の中継を開始した。要望はあるが、SNS（フェイスブックやツイッター等）の活用はまだ行っていない。

市民参画という点では、意見交換の場を議会基本条例の中で位置づけ取り組んでいる。旧上越市13万都市に15の地域自治区を設け、13町村の13地域自治区と合わせて現在28の地域自治区で地域協議会を設けている。28の地域自治区を2年間でまわることとしているので、意見交換会または議会報告会は年14回開催している。

陳情・請願については、これまでは紹介議員からの説明が中心だったが、議会基本条例制定にあたり、請願・陳情の提出者から意見を聴く機会を設けている。これまでの実績としては、除雪の問題や、介護保険料に関する陳情が多い。

意見交換会または議会報告会については、現在、5月及び11月に実施している。当初は、議長、常任委員長だけで年4回行っていたが、副議長にも機会を持たせたらいいのではということで、副議長班を作り4会場で実施している。意見交換会の単独開催は年6回実施している。議会報告会の後半の45分は意見交換会を行っていることで、実質的には全ての会で意見交換会を行っていることになる。基本的には議会事務局の手を借りずに、全て議員で役割分担し運営している。議会報告会は委員長、副委員長の2班に分かれて実施しているが、意見交換会は、正副委員長を除く議員が質疑担当として、できるだけ多くの議員が関わられるようにしている。議会報告会の内容は、定例会の報告として、議長の概要説明、各常任委員会の正副委員長の説明、報告内容の質疑応答、意見交換会の場を設けている。周知方法は、議会だより、広報じょうえつ、地元情報紙などに情報提供しているが、一般の市民の方により多く参加していただきたいということで、今開催から議員がチラシなどを用意して、地域の方々へしっかり声かけをしていくということを行っている。

これまで議会報告会を実施してきて、若干マンネリ化という部分もあるかもしれないが、参加者については、6人や8人という少人数のときや、介護保険料が上がった際には100人を超えるときもあった。議会報告会はこちらからの報告が中心となるが、意見交換会の場合は当初からテーマを設定せずに行っていることで、苦情や要望など様々な意見をいただいている。

議員間討議については、議員それぞれが違った角度の意見を持っていることもあるので、委員会の中での議員間討議をしっかり行っていくこととしている。議員間討議を通して、政策としてまとめ、具体的には事案について所見や意見を付けていく。委員全体の総意となるので、政策提言として政策に活かしている部分もある。また、各議員の立場でそれぞれが公開の場で説明責任を果たしている。現在、委員会はユーストリームで公開されており、アクセス数は7,000件

にもものぼる。

会議における質疑応答は一問一答で、反問権は今のところ行われていないが、基本条例上担保している。

平成22年11月に基本条例が制定され3年が経過し、3年に一度の見直しということで、約2年後の昨年9月から9人で構成する検証委員会を設置し、3年間の取り組みについて11回にわたり検証作業を行ってきた。文言を改正した部分はあるが、全体的には、議会基本条例は制定したものの、議員、会派、議会総体、今一步、取り組みが甘いのではないかという総括で、より積極的に取り組んでいくということになった。定数と議員報酬の2項目について追加をしたが、それ以外については、より積極的に取り組んでいくということが主な検証結果となった。

市民意見の反映ということについては、様々なツールで市民から執行機関に要望があるが、市長もキャッチボールトークという名称で市民との意見交換の場を設けている。議会としては、各議員は一般質問、会派では予算要望を行い、常任委員会や特別委員会でも議員間討議を通して政策要望や政策提言を行っている。意見交換会などでいただいた意見等をまとめて、議会総体で、市民意見を市政に反映させるということが基本条例の趣旨である。議会報告会や意見交換会で毎回10件前後、14回開催すると140件の要望をいただくわけだが、まず、その意見の振り分けを広報広聴委員会で行う。当日の回答どおりでいいという判断もあるが、道路の補修等早急に対応が必要な要望については執行部側に伝えたり、委員会でしっかり審議しなければいけない要望については各常任委員会ですらに政策として練り上げたり調査したりしている。

政策形成という意味では、議会基本条例では政策形成会議を設置する規定になっているが、これまでは政策形成会議を開催したことはない。現時点では、議長・副議長・常任委員長・特別委員会の委員長などで構成される課題調整会議で、広報広聴委員会で整理した課題を最終調整して、各常任委員会への振り分けや市へ要望するという流れである。案件によっては、政策形成会議を設置することになるが、委員会で対応できているため、政策形成会議の開催には至っていない。対応の結果については、議会だよりやホームページでお知らせしている。

議会改革の取り組みとしては、平成14年4月に一問一答制の導入、18年から正副議長選挙前の所信表明の場を設けたり、外部講師等を招き議員勉強会を開催している。また、議会基本条例制定後に、議員提案による中山間地域振興基本条例を制定した。

透明性を高め、開かれた議会については、昭和63年から地元のケーブルテレビで本会議中継を開始し、その後、インターネットでの会議録検索、本会議のインターネット中継、ホームページ内に議会ポストの開設などを行っている。議会基本条例制定前から議会報告会を開催しており、基本条例制定後から意見交換会を開催することとなった。また、平成25年5月から議会だよりのフルカラー化、6月から委員会のユーストリームでのインターネット配信を開始した。委員会のインターネット中継については、当初、そこまでやる必要はないのではないかという意見もあったが、地方議会は委員会審議がメインであるので、徐々にやるべきだという流れになりスタートしたものである。

【質疑応答】

Q. 平成14年から一問一答が導入されているが、一般質問における時間制限や回数制限等の取り決めの状況はどうなっているか。

A. 時間制限については、一問一答の導入以前から議員の質問時間は30分と決まっていた。

Q. 答弁の間、時計は止まるのか。

A. 答弁の間は止まる。

Q. 回数は制限されているのか。

A. 一問一答なので、回数制限はない。

Q. 議員32人中、何人くらいの方が一般質問をするのか。

A. 一般質問は4日間で、約20名である。

Q. 所沢市では、最初に日数を決めずに、告示日の1週間前の議会運営委員会で一般質問したい人がエントリーし、人数によって一般質問の日数を決定する。会議規則などで4日間と定められているのか。

A. 上越市は、まず日数を決めてから1日の人数を割り振っている。平成24年4月まで議員は48名いたので、そのときには5日間設けていたが、現在32名になったので、4日間と予備日を設けている。最初に一般質問する議会も多いようである。

Q. 所沢市では、本会議で議案質疑を行い、その後に委員会付託、4常任委員会並行審査を行い、そのあとに一般質問を行うが、上越市はどうか。

A. 上越市も同じだが、委員会は並行審査ではなく独立審査である。

Q. 1定例会での1常任委員会の日数は2日間とっているのか。

A. 3月、9月は2日間で、6月、12月は1日である。

Q. 議会報告会について、議案に関すること以外の意見交換会の雰囲気を知りたい。介護保険料が値上げしたときに参加者が増えたという説明があったが、介護保険制度の継

続性を考えると、賛成せざるを得ない状況にあるのかと思うが、賛成した議員にとっては居心地が悪い報告会になるような気がするが、その場の雰囲気はどうだったのか。

A. 委員会の審議は済んでいるので、市民から要望をいただいてもお聞きするしかないという部分もある。委員会で議員は市に対して異論を唱えたという点で、言い訳ではないが議会も努力しているということを伝える場になってしまうという思いはある。

Q. 参加した市民は、説明を聞いて納得したのか。

A. 納得はしていないかもしれないが、なぜ介護保険料が高いのか、詳しい説明をすることはできたのではないかと。

Q. 意見交換会で質問に答える場合は、議員個人の意見は言わないという取り決めでよいのか。また、出された意見が一般質問等の形で検討されていることであれば報告できるが、あまり検討されていないことが出た場合どうするか。

A. 市民の中には、議員個人の意見を聞きたい方もいると思う。4常任委員会の4人が答弁しており、議会としてこのように検討している等の形で答えることとして、個人の意見は言わないということにしている。どうしても個人の意見を言わせてほしいという議員もいるが、議会総体で報告会を開催しているので、個人の意見はなるべく言わないという取り決めをしている。
検討されていないとはいえ市政のことであり、市民から直接伺うということに意味がある。より具体的に聞くことが重要だと思っているので、回答は自由でもいいのではないかと。

Q. 政策形成会議は一度も開催されていないとのことだが、これまでに開催しようとして検討した案件などはあるのか。

A. 空き家条例の制定について、市長は制定するつもりはないが、議会としては必要性を感じていたので政策形成会議を開催しようという話もあった。しかし結局、総務常任委員会で検討するべきではないかということになった。今のところ、委員会対応ができるという判断となっている。

Q. 所沢市は、広聴広報委員会において議会報告会ででた意見や意見を取りまとめて、正副委員長連絡協議会を開催し、内容によって常任委員会に振り分けている。政策形成会議とのすみ分けが分かりにくそうな気がするがどうか。

A. 集中的に時間をかけて政策を作り上げるような場合は、政策形成会議のようなものがあった方がいいのではないかと。

- Q. 意見交換会での市民意見の中から、政策に活かしたものは具体的にあるか。
- A. 空き家の案件はこれから総務常任委員会で条例を作る方向で検討する予定である。具体的な成果として直接的なものはないかもしれないが、改善に繋がっているものはあると思う。意見を委員会で審議しまとめたものを市長へ政策提言や要望をし、それを次の予算へ活かすということもある。対応の結果は、議会だよりやホームページでお知らせしているので、市民からすれば、意見が予算に反映されていれば、実現できたと実感できるのではないか。
- Q. 意見交換会の開催日時が平日の夜が多いが、市民からは開催日時についての要望はないのか。
- A. 市民の関心はまだ低く、要望はあまりない。例えば、子育て世代の方々は土曜日、日曜日という考えもあるが、現在のところ、日曜日はやめてほしいという意見もあり踏み込めない。広報広聴委員会の意見交換会以外に、各常任委員会・特別委員会がテーマを設定し、意見交換会の機会を設けている。常任委員会であれば、定期的ではないが建設協会等と意見交換しており、厚生常任委員会であれば社会福祉協議会と意見交換の場をもっている。また、厚生常任委員会では、市内の子育て関係の様々な団体と意見交換をしており、それらは委員会としてテーマを設定して行っているが、広報広聴委員会の意見交換は、テーマを絞らないで、幅広く聞いているという状況である。
- Q. 乳幼児の同伴や児童の傍聴を可能にしたとあるが、所沢市では不可能となっている。実際に傍聴する場合はあるのか。
- A. 子育て等に関する議案が出たときなど傍聴する場合がある。傍聴を可能にしてほしいという要望や意見があったため、実現したものである。
- Q. 所沢市には保育室があり、そこを利用することができる。上越市ではどうか。
- A. 保育室はないと記憶している。
- Q. 広報広聴委員会で整理したあと、課題調整会議を担当するのは、正副議長なのか、各常任委員長が入るのか。
- A. 課題調整会議の招集は議長なので、責任者は議長である。
- Q. 今年の5月から市議会だよりのフルカラー化を開始したとあるが、それに伴い、内容は変わったのか。また、前半の4、5ページで市議会の様々な取り組みを紹介しているが、毎回なのか。

A. 広聴広報委員会の副委員長が、NPO法人の代表を経験するなど発進力のある方で、フルカラー化にあたって、より市民に読んでいただける議会だよりにするために中心となり検討した。3月と9月はページ数が多いが、6月と12月は少ないので、そこを中心にした特集ということでスタートさせた。議会改革について特集を組み、委員9人のうち若手5人がプロジェクトチームを立ち上げ、1期生と副委員長が中心となって意見を出したものを全体で協議してこのような形になっている。

Q. 市民の反応はどうか。

A. 少し変わるということはいいことなので、悪くはないと思うが、特段お褒めの言葉はいただけていない。

Q. 一般質問のページは誰が作っているのか。

A. 議員が作成している。

Q. 全体の構成も議員が決めているのか。

A. ある程度の定型があるので、賛否の公表や意見書等、事務局が作成する部分もあるが、それ以外のところでは、根本から全部洗い直し、メインテーマについては議員が考えている。

以上で、質疑応答を終え、中村副委員長のあいさつの後、上越市議会の視察を終了した。